

仁心看護専門学校運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、仁心看護専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は、校長、副校長、事務長及び教務主任並びに校長が委嘱する委員 2名以上をもって構成する。

(開催)

第3条 校長は委員を招集し、会議を主催する。委員会は年2回定期開催する。ただし、必要に応じて会議を招集することができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(協議内容)

第4条 委員会は主として次の事項を審議し、又は決定とする。

- ① 学則その他本校の規程の制定改廃に関すること
- ② 予算及び決算に関すること
- ③ 教育方針、教育計画及び教育内容に関すること
- ④ 学生の定員その他身分に関すること
- ⑤ 教育施設に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるほかに重要な事項に関すること

(守秘義務)

第5条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、令和2年3月1日から適用する。

改正

この規程は、令和4年4月1日から改正する。

この規程は、令和5年4月1日から改定する。